

構成シ大會ノ決議事項ヲ執行ス  
第十條 理事ハ大會ニ於テ左ノ標準ニ依リ各組合

ヨリ選出ス

(一) 五百名以下 一名

(二) 壹千名以下 二名

(三) 壹千名以上貳千名以下 三名

(四) 貳千名以上參千名以下 四名

但シ新組合又ハ會員ノ増減アリタル時ハ理事一及

役員ノ臨時増減ヲ為スルヲ得

第十一條 大會及理事會ノ議長ハ會長之ニ任シ議

事ハ出席者ノ多數決トス

第四章

第十二條 本會ハ毎年ノ定期大會ニ於テ左ノ役員ヲ

選出ス役員ノ任期ハ各一ケ年トシ再選ヲ妨ケズ

(一) 會長 一名

(二) 副會長 一名

(三) 主事 一名

(四) 會計 一名

第十三條 各部長及有給主事ハ理事會ニ於テ任

免ス但シ其任期ハ一ケ年トシ再選ヲ妨ケズ

第十四條 理事會ハ左ノ決議ニ依リ會計 検査 役

ニ任シ之ヲ會計ヲ監督セシムルモノトス

第五章 會計

第十五條 本會ノ経費ハ各組合ヨリ坐收ス其金額

ハ大會ニ於テ定ム

第十六條 本會ノ豫算及計算ハ大會ノ承認ヲ得